

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：七飯町下水道事業特別会計

事業名	公共下水道、特定環境保全公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和51年2月20日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	七飯町	職員数*（H19. 4. 1現在）	3
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	141円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	6,958
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）		財政力指数*	0.445（H18）
資金不足比率（%）		実質公債費比率*（%）	15.2（H19）
		経常収支比率*（%）	88.3（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	七飯町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	七飯町長 中 宮 安 一
既存計画との関係	七飯町集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	議会へ報告、町ホームページ及び町広報誌等
基本方針	下水道事業の収支の見通しを的確に把握し、使用料収入の確保を図るとともに建設投資の見直し、企業債発行の逡減に努め健全な運営を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

## I 基本的事項（つづき）

フォローアップ用

## 5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		251	95	346
	補償金免除額		58	17	75
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		84		84
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		48	5	52

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

## 6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

## 【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	109,114	250,928	95,283	455,325
合 計 (A)		109,114	250,928	95,283	455,325
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		109,114	250,928	95,283	455,325

## 【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	82,541	83,514	0	166,055
合 計 (A)		82,541	83,514	0	166,055
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

## 【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	152,538	47,307	4,209	204,054
合 計 (A)		152,538	47,307	4,209	204,054
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		152,538	47,307	4,209	204,054

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>七飯町の下水道は、大沼特定環境保全公共下水道・流域関連公共下水道があり、大沼特定環境公共下水道は大沼・小沼等国定公園を汚濁から防止のため昭和51年度から整備、平成元年度供用開始となり、また流域関連公共下水道は北海道が策定した「函館海域流域別下水道総合計画」に基づき昭和59年度から整備、平成4年度から供用開始となっている。</p> <p>大沼特定環境保全公共下水道の処理区域は観光地域となり、水洗化率88.3%となっているが、ここ数年の景気低迷等により大型観光施設の閉鎖、観光客の減少により、下水道使用料も大きく減となっている。また流域関連公共下水道については水洗化率82.5%と順調に推移している。</p>	
経営課題	課題①	<p><b>水洗化率のアップ</b></p> <p>処理区域拡張を継続実施しているが、今後整備予定区域は処理人口は多くはないため、整備済区域を含めた水洗化率を平成23年度まで84.5%を目指し使用料増収を図る。</p>
	課題②	<p><b>建設費の抑制</b></p> <p>昭和59年度から実施の流域関連公共下水道事業で污水管渠新設工事の施工内容の見直しにより建設費の抑制を図る。</p>
	課題③	<p><b>職員数の減</b></p> <p>七飯町行政改革に基づき水道事業と課の統合、係の統廃合を行い人員削減を行ってきたが、集中改革プランに基づき平成23年度に職員1名の削減を図る。また経費節減のため平成20年度から臨時職員1名を削減する。</p>
	課題④	
	課題⑤	
留意事項	<p>行政改革により平成13年度に下水道使用料と水道料金の納付書一元化、平成14年度に水道事業と下水道事業の課の統合、また平成17年度には事務事業の見直しにより係の統廃合を行い人員の削減、人件費の減、他経費節減に努めてきたところである。</p>	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

フォローアップ用

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		（計画前5年度）	（計画前4年度）	（計画前3年度）	（計画前々年度）	（計画前年度）	（計画初年度）		（計画第2年度）		（計画第3年度）		（計画第4年度）		（計画第5年度）			
		（決算）	（決算）	（決算）	（決算）	（決算）	（決算）	（決算）	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込	計画
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	459	443	465	457	457	555	524	518	529	524	524	556	540	568	557		
	(1) 営 業 収 益 (B)	344	343	356	344	350	372	351	348	355	357	358	363	360	353	363		
	ア 料 金 収 入	335	333	348	329	335	344	338	331	342	340	345	348	347	338	350		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)																	
	ウ そ の 他	( 9)	( 10)	( 8)	( 15)	( 15)	( 28)	( 13)	( 17)	( 13)	( 17)	( 13)	( 15)	( 13)	( 15)	( 13)		
	9	10	8	15	15	28	13	17	13	17	13	15	13	15	13			
	(2) 営 業 外 収 益	115	100	109	113	107	183	173	170	174	167	166	193	180	215	194		
	ア 他 会 計 繰 入 金	99	84	103	102	98	179	165	160	167	163	160	189	175	211	190		
	イ そ の 他	16	16	6	11	9	4	8	10	7	4	6	4	5	4	4		
	16	16	6	11	9	4	8	10	7	4	6	4	5	4	4			
収益的 支出	2 総 費 用 (D)	455	443	428	418	405	404	402	414	386	388	362	374	354	370	347		
	(1) 営 業 費 用	175	174	171	160	162	166	169	195	165	194	164	191	164	196	164		
	ア 職 員 給 与 費								19		21		17		13			
	うち退職手当																	
	イ そ の 他	175	174	171	160	162	166	169	176	165	173	164	174	164	183	164		
	(2) 営 業 外 費 用	280	269	257	258	243	238	233	219	221	194	198	183	190	174	183		
	ア 支 払 利 息	10	9	9	9	8	4	4	7	4	6	3	5	3	4	3		
	うち一時借入金利息	264	255	244	234	226	221	220	199	208	177	186	166	178	157	171		
	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
イ そ の 他	6	5	4	15	9	13	9	13	9	11	9	12	9	13	9			
6	5	4	15	9	13	9	13	9	11	9	12	9	13	9				
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4		37	39	52	151	122	104	143	136	162	182	186	198	210			
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	606	556	561	559	573	530	464	783	470	558	497	431	457	424	438		
	(1) 地 方 債	160	117	121	220	275	327	265	581	275	353	297	263	280	254	284		
	(2) 他 会 計 補 助 金	281	300	297	205	147	80	83	83	81	88	88	74	74	73	62		
	(3) 他 会 計 借 入 金																	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																	
	(5) 国（都道府県）補助金	125	97	119	107	122	101	96	97	96	95	97	74	89	87	86		
	(6) 工 事 負 担 金		37	24	22	29	20	20	20	18	16	15	18	14	10	6		
	(7) そ の 他	40	5		5		2		2		6		2					
	40	5		5		2		2		6		2						
	2 資 本 的 支 出 (G)	606	556	602	598	625	681	586	887	613	693	659	612	642	624	648		
(1) 建 設 改 良 費	328	231	262	248	251	203	200	187	202	203	212	164	183	155	170			
うち職員給与費	46	38	34	25	27	27	27	6	27	4	27		27		19			
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	278	314	340	350	374	478	386	700	411	490	447	448	459	469	478			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																		
(5) そ の 他		11																
		11																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			-41	-39	-52	-151	-122	-104	-143	-135	-162	-181	-185	-200	-210			



(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)		(計画第2年度)		(計画第3年度)		(計画第4年度)		(計画第5年度)		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込	計画	
資金不足比率	(%) (再掲)																
料金回収率※	(%)	56.9	54.8	57.1	52.8	55.3	81.5	55.5	70.8	56.1	72.0	56.3	75.7	55.8	74.4	55.3	
総収支比率(法適用)	(%)																
経常収支比率(法適用)	(%)																
営業収支比率(法適用)	(%)																
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	62.6	58.5	60.5	59.5	58.7	62.9	66.5	46.5	66.4	59.7	64.8	67.6	66.4	67.7	67.5	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分	(%)	23.6	21.2	23.9	25.8	24.8	37.3	34.0	34.2	34.0	34.4	33.0	36.7	34.8	39.8	36.4
	うち基準内繰入金	(%)	11.0	12.9	15.7	16.7	24.8	33.9	34.0	29.3	34.0	26.5	33.0	32.6	34.8	34.9	36.4
	うち基準外繰入金	(%)	12.6	8.3	8.2	9.1		3.4		4.8		7.8		4.1		4.9	
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)															
	うち赤字補てん的なもの	(%)	12.6	8.3	8.2	9.1		3.4		4.8		7.8		4.1		4.9	
	資本的収入分	(%)	46.4	54.0	53.0	36.5	25.8	15.1	17.9	10.6	17.2	15.8	17.7	17.2	16.2	17.2	14.2
	うち基準内繰入金	(%)	14.9	17.9	18.4	16.5	14.9	15.1	17.9	9.5	17.2	13.1	17.7	17.2	16.2	16.5	14.2
	うち基準外繰入金	(%)	31.5	36.1	34.6	20.0	10.9			1.1		2.7				0.7	
	うち赤字補てん的なもの	(%)	31.5	36.1	34.6	20.0	10.9										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	下水道使用料は現行の料金体制維持で、流域関連公共下水道では水洗化人口の増による有収水量の増、また大沼特定環境保全公共下水道の景気低迷による大口使用者の有収水量減等想定が難しく、平成18年度実績で算定とした。
2 他会計繰入金の見込み	収支不足額を一般会計から繰入に見込み算定とした。平成17年度から資本費平準化債を発行し、一般会計繰入金の縮減を図ってきたが、引き続き発行し繰入金の縮減を図る。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	公共下水道処理区域拡張事業の継続、大沼特定環境保全公共下水道浄化センターの電気・機械設備の更新。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	滞納者に対する水道事業給水停止処分による収納強化による収納額、経費節減を基本とした収支、また平成23年度職員1名減を予定した見通しとした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。



IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方           <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>職員数については町全体で考えており、その中で、集中改革プラン策定時の職員数は173人（平成17年4月1日現在）で、平成21年度までの間、退職予定者数は33人となっている。それに伴う新規採用については、状況を考慮しながら計画的に対処し、平成22年4月1日の職員数を163人とする。（10名の減員。純減率5.8%）なお、前回の第2次定員適正化計画（計画期間：平成13年度～平成17年度）では、計画を上回る実質10.8%（平成12年4月1日～平成17年4月1日現在において21名の減）の職員数の削減を行った。</p> <p>下水道事業においても行政改革により平成13年度に水道料金と一元化、平成14年度に水道事業と下水道事業の課の統合、また平成17年度には事務事業の見直しにより係の統廃合を行い人員の削減、人件費の減、他経費節減に努めてきたところである。平成23年度に建設事業減見込みとなることから1名の削減を図る。</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月に給与構造の改定を行ったが、それまでの給与の経緯から技能労務職の行政職俸給表（1）の適用や、級別職務の運用において国と異なる部分が一部生じている。級別職務の運用については、平成18年度以降から国公準拠で行っており、国と異なる部分の是正については、対象者の定年退職等により今後是正される。</p> <p>技能労務職員はいない。</p> <p>退職時における特別昇給については、定年退職時における特別昇給を廃止（平成16年度）したが、勸奨退職時の特別昇給は現在、最高8号俸の昇給を行っている。平成20年度廃止に向けて調整している。</p> <p>北海道市町村共済組合の負担金のみの負担であり、独自のものはありません。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>全町取組の集中改革プランにより物件費で平成23年度までに平成18年度決算額の3%程度の削減を図る。</p> <p>平成元年度から供用開始の大沼特定環境保全公共下水道の終末処理場の運転を民間委託しているが、今後包括的民間委託に変更し、経費の軽減を図る。</p>



IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	毎年2回、町広報誌及び本町ホームページで公表する。（職員の任命及び職員数に関する状況、職員の給与の状況、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況、職員の分限及び懲戒処分の状況、職員のサービスの状況、職員に研修及び勤務成績の評定の状況、職員の福祉及び利益の保護の状況）
○ 行政評価の導入	七飯町まちづくり基本条例及びまちづくり推進条例の制定（平成19年10月1日施行）により、行政評価制度（第28条及び第2章）を導入した。行政評価は事務事業評価、施策評価、政策評価の3点で構成し、外部評価を取り入れ、3年後を目途に行政評価全体の制度設計と適正な運用を図ることを目指している。 平成19年度は事務事業評価から着手し、事務事業の再編・整理等を図り、歳出全体の経常経費削減に向けて取り組む。
5 その他	
○ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収水量の増 七飯公共下水道の水洗化率を平成23年度までに平成18年度決算の2ポイントアップを目指す。</li> <li>・建設費の抑制 汚水管渠新設工事のマンホール設置について、マンホール間隔を延長し、設置数の縮少を図る。また、マンホールの半数を小型マンホールに変更し建設コストの縮減を図る。 平成20年度から指名競争入札で執行する入札の一部を一般競争入札（地域限定型）へ順次移行し、入札制度の改善とより一層の競争性を図り、建設費の抑制を図る。</li> <li>・物件費の抑制 臨時職員（1名）を削減し物件費の節減を図る。</li> </ul>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	行政改革により平成13年度に水道料金と一元化、平成14年度に水道事業と下水道事業の課の統合、また平成17年度には事務事業の見直しにより係の統合を行い人員の削減、人件費の減、他経費節減に努めてきたところである。 平成23年度に建設事業減見込みとなることから1名の削減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	これまでも高資本費対策借換債を発行して後年度の利子負担を軽減し繰出金の縮減を図ってきたところであるが、平成17年度からは世代間負担の公平化を図る資本費平準化債を発行し、基準外繰出金の縮減を図っている。
4 その他	①有収水量の増 水洗化率を上げ有収水量の増加を図る。 ②建設費の抑制 污水管渠新設工事のマンホール設置見直しにより建設費抑制を図る。平成20年度から一般競争入札（地域限定型）を順次取り入れ、入札制度の改善を図る。 ③物件費の抑制 臨時職員を平成20年度から1名削減する。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。



七飯町行政改革に基づき平成13年度水道料金と納付書一元化、平成14年度水道事業と統合、平成17年度は事務事業の見直しによる係の統廃合によりそれぞれ職員数の減を行ってきた。今後も工事施工の見直しによる建設費の縮減、職員・臨時職員数の減により経費節減、経営の健全化を図る。